



雪印メグミルクグループ
創業100周年 since1925

2024

雪印メグミルクグループ 団体総合保険

雪印メグミルクグループの
役職員、ご家族専用の

『私たちだけの保険制度』です

病気・ケガの保険

病気やケガ、がん、介護、
賠償責任などに備える補償

NEW



所得保険 NEW

働けなくなった時の
所得を備える補償

- 団体割引適用
- 退職後も継続
- ご家族も加入可能
- 組み合わせ自由

■保険期間

2024年12月1日午後4時～2025年12月1日午後4時までの1年間

■申込み方法

新規加入 加入依頼書を提出もしくはWEB受付

保険契約者
取扱代理店
引受保険会社

雪印メグミルク株式会社
雪印メグミルクビジネスソリューション株式会社 保険事業部
損害保険ジャパン株式会社

雪印メグミルク 団体総合保険とは…

雪印メグミルクグループ役職員の皆さまが安心して働くための福利厚生制度として会社が提供する役職員とご家族専用の保険です。

雪印メグミルクグループのスケールメリットを活かし、独自で運営しているため次の特長があります。

特長① 充実の補償がラインナップ

病気やケガの補償、所得補償、賠償責任補償と必要な補償がこの保険1つでまとめて備えられ、自由に組み合わせができます。

特長② 団体割引適用でお手頃な保険料

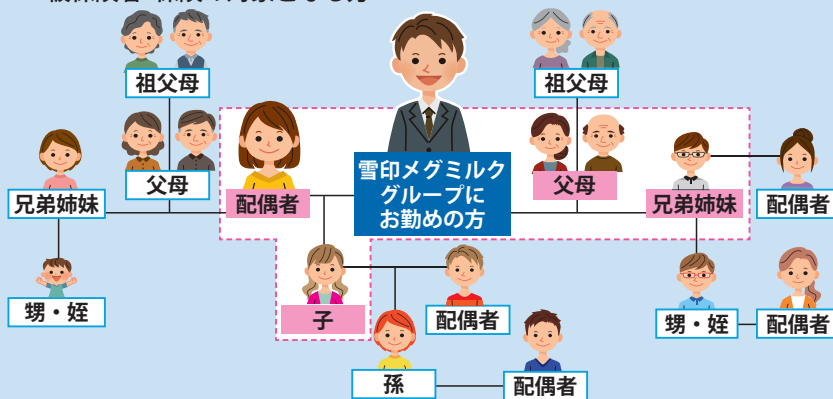
雪印メグミルクグループの役職員の皆様専用の保険であり、団体割引が適用されています。ご加入される役職員が増えるほど更に保険料が割安となる仕組みです。また**保険料の支払いは給与控除となりますので、現金のご用意や口座の設定は不要です。**

特長③ ご家族も・退職後も補償

ご家族も加入でき、退職後も保険継続が可能です。（所得補償は退職をもって終了となります）

■被保険者となることのできる方の範囲

加入者：雪印メグミルクグループにお勤めの方
被保険者：保険の対象となる方



■被保険者の年齢

	新規加入	継続加入
傷害	満 69 歳以下	年齢制限なし
医療	満 69 歳以下	満 79 歳以下
所得	満 69 歳以下	

※団体契約の始期日(12月1日)を基準。
中途加入の場合は中途加入日を基準。

■被保険者本人となることのできる方の範囲 (全プラン共通)

(注) 所得補償は役職員のみが対象となります。
●被保険者本人となる条件として配偶者・子供・両親・兄弟姉妹(左記の図で点線で囲まれた方)は同居であることは問われませんが、その他の親族については、加入者本人との同居が条件になります。
※左記の図は「被保険者本人となることのできる方の範囲」の主な方々となります。
※配偶者…婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

特長④ 親切・丁寧なお客様サポート

本制度の窓口はグループ会社である雪印メグミルクビジネスソリューションとなります。同じ雪印メグミルクグループの保険代理店ならではの安心のサポートが受けられます。

【申込み方法】

■雪印メグミルク株式会社、雪印ビーンスターク株式会社の皆様

新規加入、契約内容の変更…WEB 申込み (WEB-Enter) となります。

契約内容を変更せず継続…手続き不要です。

脱退…雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部へご連絡下さい。

ご契約内容は WEB-Enter にてご確認いただけます。(加入者証の送付はありません)

WEB-Enter は
こちら↓



■グループ会社の皆様

新規加入…GoogleForms で回答いただくか、加入依頼書をお送りください。

契約内容の変更、脱退…加入依頼書をご提出ください。

契約内容を変更せず継続…手続き不要です。

GoogleFormsは
こちら↓
(グループ会社の皆様)





保険金お支払い例



こんな時にお守りします



ケース1 ケガ ※基本補償(Y5)、所得補償3口加入の場合

交通事故による大腿骨骨折で入院・手術。退院後に通院および治療のため在宅療養。



(例) 入院36日＋在宅療養61日＝就業不能期間 合計97日

- 医療
 - 入院 5,000円×36日＝180,000円
 - 手術 100,000円(入院中の手術)
 - 通院(傷害通院) 3,000円×18日＝54,000円
- 所得補償 (就業不能期間97日－支払対象外期間30日)×5万円×3口＝330,000円

お支払い合計金額

664,000円

ケース2 がん ※基本補償(Y5)、がん、所得補償2口加入の場合

腎がん入院・手術後に通院。治療のため長期休職。



(例) 入院28日＋在宅療養138日＝就業不能期間 合計166日

- がん診断保険金 1,000,000円
- 医療
 - 入院 5,000円×28日＝140,000円
 - 手術 100,000円(入院中の手術)
 - 通院(退院後の疾病通院) 2,500円×30日＝75,000円
- 所得補償 (就業不能期間166日－支払対象外期間30日)×5万円×2口＝450,000円

お支払い合計金額

1,765,000円

ケース3 介護 ※基本補償(Y5)、介護、所得補償2口加入の場合

脳卒中で入院・手術するが運動機能が低下したため要介護2に認定。長期休職するもそのまま退職。



(例) 入院93日＋在宅療養275日＝就業不能期間 合計368日

- 介護一時金 1,000,000円
- 医療
 - 入院 5,000円×93日＝465,000円
 - 手術 200,000円(入院中の重大手術)
 - 通院(退院後の疾病通院) 2,500円×31日＝77,500円
- 所得補償 (就業不能期間368日－支払対象外期間30日)×5万円×2口＝1,100,000円

お支払い合計金額

2,842,500円

年代別リスクとおすすめ保険加入例

雪印メグミルクグループ団体総合保険なら、 この保険1つでトータルに安心！



基本補償

病気やケガの補償



特約

がん

個人賠償

介護

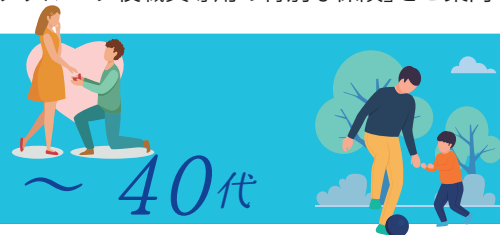
死亡 (疾病葬祭費用+傷害死亡+後遺障害補償)

重い病気やケガ、介護状態になった時は治療費、収入の減少の2つに関して備える必要があります。そこで新しく医療・所得どちらも備えることができる「雪印メグミルクグループ役職員専用の特別な保険」をご案内します！

10 ~ 20代



30 ~ 40代



保険はまだ必要ないと思っていませんか？今までは親のサポートのもと守られた環境でしたが、社会人になると自分のことは自分で責任をもつことになります。ケガや病気にかかるリスクは年齢問わずあり、大きな病気をすると保険に入れなくなることもあります。毎年見直し可能な団体総合保険で手軽に補償を備えましょう。

結婚・お子様の誕生・マイホーム購入といったライフイベントを迎える方が多い年代での教育費や住宅ローン等の経済的負担も大きい世代です。また健康に関する不安も徐々に増えていくのでしっかり補償を備える必要があります。保険は毎月かかる固定費です。雪印メグミルクグループ役職員だからこそこのメリットが受けられる団体総合保険を活用し、手頃な保険料で必要な補償を合理的に備えましょう。

こんな備え方もあります！

保険は昔に加入してから入りっぱなし…という方はいませんか？補償も進化しています。加入中の保険の足りない補償を追加するプランとしてや、お子様の補償としてもおすすめです。

ご存じですか？

保険というと病気やケガをした時に役立つというイメージが強いですが、実は異常分娩等の妊娠・出産などでも保険が役立つ場合があります。

シンプルプラン

22歳(事務職)おすすめ加入例			月払保険料
基本補償 (病気・ケガ)	入院日額	5,000円	1,500円
	通院日額(病気)	2,500円	
	通院日額(ケガ)	3,000円	
	手術	<重大手術の場合> 200,000円 <重大手術以外の場合> 入院中の手術 100,000円 外来の手術 25,000円	
	先進医療	1,000万円	
所得補償	2口 100,000円		400円
合計月払保険料			1,900円

基本プラン

33歳(事務職)おすすめ加入例			月払保険料
基本補償 (病気・ケガ)	入院日額	5,000円	1,790円
	通院日額(病気)	2,500円	
	通院日額(ケガ)	3,000円	
	手術	<重大手術の場合> 200,000円 <重大手術以外の場合> 入院中の手術 100,000円 外来の手術 25,000円	
	先進医療	1,000万円	
がん	がん診断保険金	100万円	150円
死亡	疾病葬祭費用+ 傷害死亡・ 後遺障害補償	200万円	270円
個人賠償	個人賠償 責任補償特約	3億円	160円
所得補償	2口 100,000円		600円
合計月払保険料			2,970円

この補償内容一覧は、雪印メグミルク団体保険の概要を説明したものです。

3 保険金のお支払方法等重要な事項はパンフレットのp21以降の「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

新しい補償プランのご紹介

ご自身のライフスタイルに合わせた設計が可能です



※下記1の基本補償(病気・ケガ)に2～5の特約を自由に選択することが可能です。
(2～5の特約のみではご加入いただくことができません。)
※1の基本補償(病気・ケガ)のみ、6の所得補償のみでもご加入いただけます。

新・団体医療保険
(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)



所得補償



50 ~ 60代

お子様がいる家庭なら一番教育費のかかる時期のため、重い病気やケガ、介護状態となり収支のバランスが崩れないよう一番注意したい世代です。その後子育てがひと段落したら、死亡補償からご自身の病気やケガに対する『生きるための補償』を充実させる見直しを検討しましょう。今ご加入中の保険はいつまで補償が続きますか？退職後(老後)も見据えた備えを考えましょう。

ご存じですか？

退職後もご家族そろって補償を継続できます！

【継続可能年齢】

医療補償 79歳 がん 79歳
介護 79歳 死亡 79歳
ケガの補償、個人賠償：年齢制限なし
※所得補償は在職中のみ加入可能

充実プラン

46歳(販売職)おすすめ加入例			月払保険料
基本補償(病気・ケガ)	入院日額	5,000円	2,150円
	通院日額(病気)	2,500円	
	通院日額(ケガ)	3,000円	
	手術	<重大手術の場合> 200,000円 <重大手術以外の場合> 入院中の手術 100,000円 外来の手術 25,000円	
	先進医療	1,000万円	
がん	がん診断保険金	100万円	590円
介護	介護一時金 支払特約	100万円	50円
死亡	疾病葬祭費用+ 傷害死亡・ 後遺障害補償	200万円	650円
個人賠償	個人賠償 責任補償特約	3億円	160円
所得補償	2口	100,000円	1,290円
合計月払保険料			4,890円

1 基本補償(病気・ケガ) P5

病気・ケガでの入院などの治療費に備えて

2 NEW +特約 がん診断保険金 P7

日本人の2人に1人が「がん」と診断される時代に備えて

3 NEW +特約 介護一時金 P9

ご自身、ご家族が介護状態になったときに備えて

4 +特約 死亡補償 P11

病気で死亡された場合の葬祭費用やケガによる死亡・後遺障害補償に備えて

5 +特約 個人賠償責任 P11

第三者への万が一の費用に備えて

6 NEW 所得補償保険 P12

突然の病気・ケガで働けなくなったときの収入に備えて

7 傷害総合保険 P15

不慮の事故などにあってしまったときに備えて

充実プラン	基本プラン	シンプルプラン	個別設計(例1)※	個別設計(例2)※
基本補償(病気・ケガ)	○	○	○	—
(特約)がん診断保険金	○	○	—	—
(特約)介護一時金	○	—	—	—
(特約)死亡補償(疾病葬祭費用・傷害死亡・後遺障害補償)	○	○	—	—
(特約)個人賠償責任	○	○	—	—
所得補償保険	○	○	○	—
傷害総合保険	—	—	—	○

既に団体保険にご加入の方は以下をご覧ください。
※新規の募集は行っていません。



新・団体医療保険(継続用) P19

新・団体医療保険(継続用)

1

基本補償 (病気・ケガ)

医療費負担に備え、
安心を提供します。



病気・ケガ補償プランの4つの特長

POINT 1

日本国内外での病気・ケガによる入院・通院・手術・先進医療を補償！
(がんでの入院や通院も補償されます！)

POINT 2

熱中症、うつ病などの精神障害、地震などによる天災のケガも補償！

POINT 3

日帰り入院から補償！ (※1)

POINT 4

ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です！ (※2)

(※1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(※2) 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

補償の概要

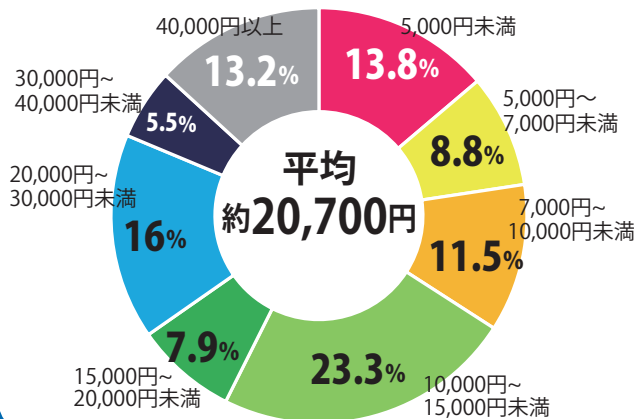
保険金の種類	保険金のお支払い概要
入院	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い ○【病気】1回の入院で180日までお支払い ○【ケガ】1事故で180日までお支払い ○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償
通院	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気】継続して4日を超えた入院の退院後の通院で90日までお支払い ○【ケガ】1日の通院からでもお支払い (90日限度)
手術	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】手術を受けたとき (一部の軽微な手術は対象外) ○【病気・ケガ】 <重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
先進医療	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】病気またはケガにより、日本国内で先進医療等(先進医療および臓器移植術)を受けた場合に負担した費用等を補償 ○【病気・ケガ】入院せず、外来で先進医療を受けた場合もお支払い <p>先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)</p>

※保険金のお支払方法等重要な事項は、p21以降の「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

医療費ってこんなにかかるんです！！



入院1日あたりの平均自己負担額は平均約 **20,700円**！



(注1) 左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度^(※))を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)も含みます。

(※) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含みます。

生命保険文化センター

「2022(令和4年)年度」生活保障に関する調査」

(注2) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/100714a.pdf>)

基本補償
(病気・ケガ)

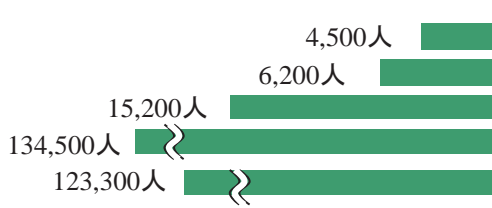
1

病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

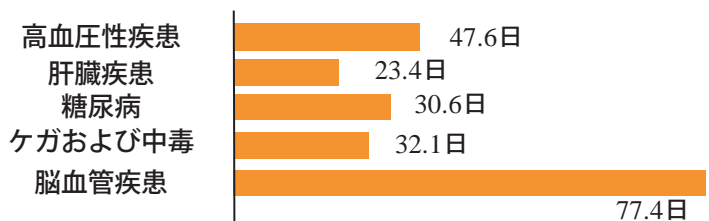


1人あたりの平均入院日数は平均約 **32.3日**！

傷病別の推計入院患者数 (単位:人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



「厚生労働省『患者調査』(令和2年)による

補償内容と保険料

保険期間1年、団体割引20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット

補償内容	入院日額	
	5,000円プラン	10,000円プラン
入院日額(病気・ケガ)	5,000円	10,000円
通院日額(病気) [*]	2,500円	7,000円
通院日額(ケガ)	3,000円	5,000円
手術保険金 <重大手術の場合>	200,000円	400,000円
<重大手術以外の場合>	入院中の手術	100,000円
	外来の手術	25,000円
先進医療	1,000万円	1,000万円

基本補償		
ご加入の型	入院日額 5,000円プラン(Y5)	入院日額 10,000円プラン(Y10)
満年齢区分	月払保険料	
0～24歳	1,500円	2,670円
25～29歳	1,650円	2,990円
30～34歳	1,790円	3,280円
35～39歳	1,860円	3,430円
40～44歳	1,930円	3,590円
45～49歳	2,150円	4,010円
50～54歳	2,490円	4,710円
55～59歳	3,180円	6,190円
60～64歳	3,970円	7,820円
65～69歳	5,340円	10,640円

※継続して4日を超えた入院の退院後の通院が対象となります。

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)で自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
- ※年齢は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢となります。加入年齢資格については、p.21をご確認ください。
- ※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同じ条件で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。
- ※団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率の変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2024年6月現在)

がんの治療に備え、
一時金 100 万円をお支払いします。



がん診断保険金の特長

- がん**と診断確定されたら、一時金 100 万円をお支払い
 初めて「がん」と診断確定された段階でまとまった金額を受け取ることができるので、治療の選択肢が広がります。
- 一時金は回数無制限でお受け取り可能(※2年に1回限度)
 再発・転移のリスクにも備えられます。2回目以降は、「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。

※ 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。
- 上皮内がんを含む、すべてのがんが補償対象
 上皮内がん、白血病も補償の対象です。

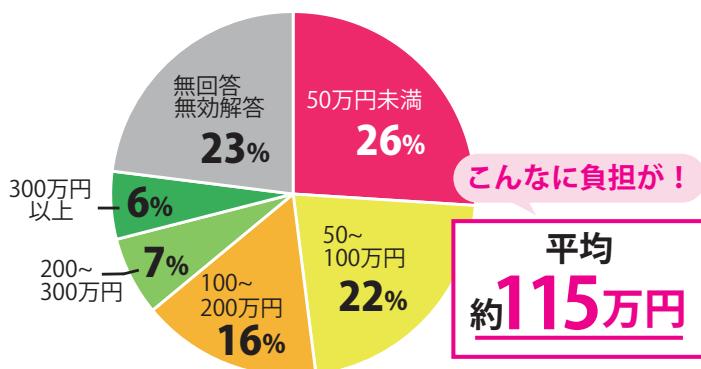
※ 上皮内がん(上皮内新生物)とは、腫瘍細胞が臓器の表面を覆っている上皮内に、とどまっている状態のものをいいます。がんの一環ではあるものの、転移の可能性が少なく病変部分を除くことができれば完治可能な病気です。

実は 日本人が一生のうち、**がん**と診断される確率は約**2人に1人**。

<公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2023」>より

しかも がんの治療には、**思わぬ自己負担**となる費用がかかる場合があります。

がん治療にかかった自己負担額(年間)



「がん」の治療には入院費用の他にも、「差額ベッド代」や「先進医療(技術料)」など自己負担となる費用がかかります。

●がんの平均滞在日数は

19.6日

*厚生労働省「令和2年 患者調査の概況」より

がん診断保険金があれば、
高額な出費にも備えることができます。

<日本医療政策機構 市民医療協議会 がん政策情報センター「がん患者意識調査2010年」>より

がん補償のポイント

「がん診断保険金」で何ができる!?

- 保険費用外の自由診療を選択できる
- 家族が交通費を気にすることなく介抱やお見舞いに行ける
- 差額ベッド代、退院後のリハビリ費用や抗がん剤治療の影響によるウィッグ費に使える 等

入院補償は基本補償(病気・ケガ)で、働けなくなった場合の給与補償は「所得補償保険」でご準備しています。



がんによる治療費用の実例

胃がん（35歳男性・年収約370万円～約770万円）のケース

- 胃がんと診断され入院し、胃の全摘手術、化学療法（抗がん剤点滴）、リハビリテーションを受け、26日間で退院。
- 手術直後は2日間ICU（集中治療室）で治療。その後15日間個室で療養した。

■ 医療費内訳

●初診料	2,820円
●医学管理課	22,950円
●手術/麻酔科	176,400円
●処置料	1,145,800円
●検査料	50,700円
●画像診断料	84,370円
●病理診断料	35,200円
●リハビリテーション料	224,400円
●入院料	704,750円

医療費合計 **2,455,600円**

（2014年8月時点の診療報酬点数による）

医療費の自己負担額 736,6800円

- 入院月（14日間）・・・2,011,200円×3割=603,360円
- 翌月（12日間）・・・444,400円×3割=133,320円

① 高額療養費制度を利用すると

179,416円

- 入院月（14日間）・・・80,100円+（2,011,200円-267,000円）×1%=97,542円
 - 翌月（12日間）・・・80,100円+（444,400円-267,000円）×1%=81,874円
- （注）入院月、翌月とも、それぞれ自己負担限度額の97,542円と81,874円を超える505,818円（入院月）、51,446円（翌月）が支給されます。

② その他の自己負担額

283,840円

- 入院時食事代の自己負担額・・・260円×59食=15,340円
- 差額ベッド代・・・10,000円×15日=150,000円
- 見舞時の家族の交通費・食費・・・32,500円
- その他初雑費・・・86,000円

自己負担額合計（①+②）

463,256円

出典：（公財）生命保険文化センター「医療保障ガイド」

高額療養費制度とは

公的医療保険における制度のひとつで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、歴月（月の初めから終わりまで）で一定額[※]を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。事前に手続きをすることで、医療機関の窓口でのお支払いを自己負担限度額までとすることも可能です。

- ※ 70歳未満の年収約1,160万円以上の場合、252,600円+（医療費-842,000円）×1%
- 70歳未満の年収約770万円～約1,160万円の場合、167,400円+（医療費-558,000円）×1%
- 70歳未満の年収約370万円～約770万円の場合、80,100円+（医療費-267,000円）×1%
- 70歳未満の年収～370万円の場合、57,600円
- 住民税非課税の場合、35,400円

出典：厚生労働省保険局資料
「高額療養費制度の見直しについて」
（2014年1月22日）

（特約）
がん診断保険金

2

がんは必ずしも不治の病ではありません。 治療のためには備えが必要です。

以下の表をご覧ください。

がんは怖い病気ですが、検診などによる早期発見に加え、
医学の進歩により完治する確率が高くなりました。

決して不治の病ではなくなりましたが、そのためには備えが必要です。



主要部位の5年相対生存率[※]（I期で早期発見・治療された場合とI～IV期での治療を合計した場合）

部位	胃		大腸		肝臓		肺・気管		乳房 (女性)		前立腺	
	I期 のみ	I～IV期 合計	I期 のみ	I～IV期 合計	I期 のみ	I～IV期 合計	I期 のみ	I～IV期 合計	I期 のみ	I～IV期 合計	I期 のみ	I～IV期 合計
5年相対生存率	98.7%	75.4%	98.8%	76.8%	64.0%	38.6%	85.6%	47.5%	100.0%	93.2%	100.0%	100.0%

※「5年相対生存率」とは、国、地域など、特定できる集団に発生したある疾患の患者の5年生存率（ある疾患と診断されてから5年後に生存している確率）を、その集団全体の5年生存率で割った比率。集団全体の生存率は、患者の性別、年齢、出生年に対応した値を算出する。（全国がんセンター）協議会加盟施設における5年生存率（2011～2013年診断例）（全症例）より抜粋

補償内容と保険料

保険期間1年、団体割引20%

保険金をお支払いする主な場合	以下の①または②のいずれかに該当したときにがん診断保険金額をお支払いします。 ①保険期間中に初めてがんと診断確定された場合 ②がんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合
保険金額	100万円

がん診断保険金

ご加入の型	G
満年齢区分	月払保険料
0～29歳	80円
30～34歳	150円
35～39歳	220円
40～44歳	300円
45～49歳	590円
50～54歳	960円
55～59歳	1,320円
60～64歳	1,760円
65～69歳	2,640円



所定の介護状態になった場合に
一時金 100 万円をお支払いします。

「介護一時金支払特約」の特長

- ☑ 要介護 2～5 に該当した場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態が 90 日を超えて継続した場合、介護一時金 100 万円をお支払い
- ☑ 告知書の記入のみでお申込可能（医師の診査や健康診断の受診は不要です）
- ☑ 割安な保険料でご加入が可能
- ☑ 介護について何時でも安心してご相談いただけるサポートサービス「SOMPO 笑顔倶楽部」をご利用可能

要支援・要介護度認定区分の目安

軽度

重度

自立	日常生活は自分で行うことができる。介護保険での介護サービスは必要なし。
要支援 1	日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態予防のために少し支援が必要。
要支援 2	日常生活に支援が必要だが、要介護に至らずに機能が改善する可能性が高い。
要介護 1	立ち上がりや歩行が不安定。日常の中で、排泄や入浴などに部分的な介助が必要。
要介護 2	自力での立ち上がりや歩行が困難。排泄、入浴などに一部または全介助が必要。
要介護 3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。日常においても排泄、入浴、衣服の着脱など全面的な介助が必要。
要介護 4	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活全般において全般において全面的な介助が必要。日常生活能力の低下がみられる。
要介護 5	日常生活全般において、全面的な介助が必要であり、意志の伝達も困難。

補償対象

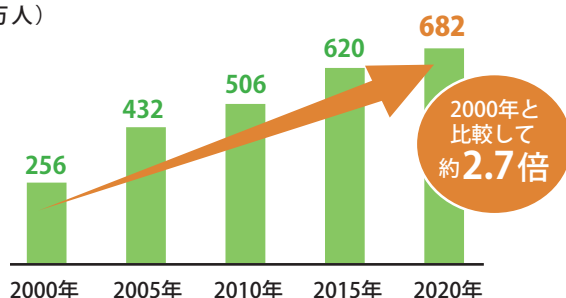
出典：(株)ニチイ学館のWEBサイトを参考に、損保ジャパンにて独自に作成



介護は意外と身近なリスクです！

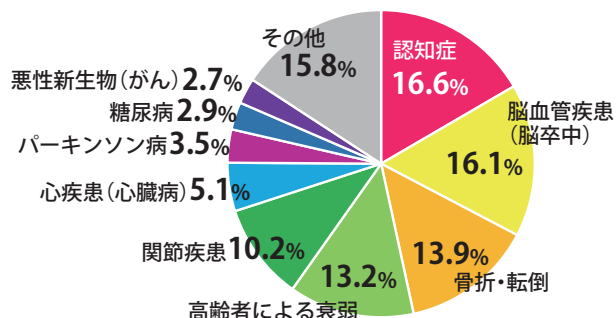
■ 要介護・要支援認定者数の推移

(万人)



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(令和2年)」

介護が必要となった主な原因の構成割合



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査/ (2022年)」

公的介護保険があるから安心！大丈夫！と思っていませんか？

公的介護保険はサービス範囲が限られています！

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度は40歳以上の方が全員加入し、介護が必要になった時に要介護認定を受けることで所定の介護サービスが受けられる制度です。しかし39歳以下の方は対象外、40～64歳の方は加齢に伴う特定疾病を原因とした要介護（要支援）状態以外は給付対象とはならないため、自助努力による備えが必要です。



介護にはまとまった資金準備があると安心です！

介護についてわからないことや不安なことを相談したい…



介護にかかる費用

要介護状態になった場合の初期にかかる費用

要介護状態になった場合、さまざまな費用がかかります

●自費で購入した場合の初期費用(目安)

車いす	自走式	6～19万円	
	電動式	30～50万円	
特殊寝台		15～50万円	機能により金額は異なる
移動用リフト	据置式	20～50万円	(工事費別途)
	レール走行式	50万円～	(工事費別途)
ポータブルトイレ	水洗式	1～4万円	
	シャワー式	10～25万円	
手すり	廊下・階段・浴室用など	1万円～	サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)
階段昇降機	いす式直線階段用	50万円	(工事費別途)

※公的介護保険の給付対象となる場合があります。自費で購入した場合の金額で、いずれも目安額です。公益社団法人生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改定版)

介護状態になった場合の平均自己負担額

介護にかかる費用は、一時的な費用と継続的な費用に分けることができます



介護期間 平均 61.1 か月(約5年1か月)*

※公益社団法人生命保険文化センター
2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査

(特約)
介護一時金

3

初めての介護でもサポートサービス「SOMPO笑顔倶楽部」が付いて安心！

- 介護なんでも相談室
 - 家事代行サービス
 - 見守りサービス
 - リフォームサービス
 - 有料老人ホームの紹介
 - 認知機能低下の予防サービスの紹介
- 他 上記、損保ジャパンの提携サービスをご紹介します！

※本サービスは、損保ジャパンパートナー企業が提供するものであり、一部のサービスを除き有償となります。

※お住まいの地域や時間などによっては、ご利用いただけない場合があります。また、サービス内容は予告なく変更する場合があります。

詳細はP41をご確認ください。

補償内容と保険料

保険期間1年、団体割引20%

保険金をお支払いする主な場合	<p>疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合</p> <p>②損保ジャパンが定める所定の該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p>
保険金額	100万円

介護一時金	
ご加入の型	N
満年齢区分	月払保険料
0～39歳	10円
40～44歳	20円
45～49歳	50円
50～54歳	90円
55～59歳	190円
60～64歳	370円
65～69歳	630円

<共通>

※年齢は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢となります。加入年齢資格については、p.21をご確認ください。

※ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同じ条件で更新された場合、更新後の保険料は更新前より高くなる場合があります。

※団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。70歳以上の方の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2024年6月現在)

4

+ 特約 死亡補償 (疾病葬祭費用 + 傷害死亡・後遺障害補償)



被保険者本人がお亡くなりになった場合等にお支払いします。

葬儀にはたくさんの関連費用が…



通夜、告別式などの葬儀一式費用



お布施、戒名などの寺院費用



お料理などの飲食接待費用

場合によっては仏壇やお墓の購入費なども必要になってきます。

平均総額 **184万円**

要因	保険金の種類
病気	① 疾病葬祭費用保険金 保険期間中に病気によりお亡くなりになった場合に親族の方が葬儀等で負担した実費を最大 200 万円までお支払いします。
ケガ	② 傷害死亡保険金 保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合に200万円をお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払します。
	③ 後遺障害保険金 保険期間中の事故によるケガにより後遺障害が生じた場合にその程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

保険料	
保険期間1年、団体割引20%、天災危険補償特約セット	
死亡補償 (疾病葬祭費用 + 傷害死亡・後遺障害補償)	
ご加入の型	S
満年齢区分	月払保険料
0~24歳	210円
25~29歳	230円
30~34歳	270円
35~39歳	330円
40~44歳	450円
45~49才	650円
50~54才	930円
55~59才	1,390円
60~64才	2,070円
65~69才	3,310円

(特約) 死亡補償
疾病葬祭費用・通夜・告別式費用

4

5

+ 特約 個人賠償責任



日常生活での偶然な事故により負った賠償責任を 3 億円まで補償します。

おすすめポイント



被保険者 1 名の加入で **家族全員***を補償

*補償となる対象者はP25をご確認ください。



日本国内示談交渉 **サービス** 付き



国内・国外 **ともに** 対象

なる事例
○ お支払いの対象と

自転車で他人にぶつかりケガを負わせた



マンションで階下の他人の部屋に水漏れで損害を与えた



他人から借りた物、預かっている物を壊した。



受託物に対する賠償責任

散歩中に、飼い犬が他人に噛みつき、ケガをさせた。



お店の商品を誤って壊してしまった。



(※) 自転車事故の場合は警察への届け出が必要です。

ならない事例
× お支払いの対象と

駐車場で、隣の車にキズをつけた。



車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任

同居する祖父のメガネを踏んで壊した。



同居している親族に対する賠償責任

アルバイト中に料理をこぼして客の服を汚した。



職務・業務に起因する賠償責任

⚠ 法律上の損害賠償責任が発生しないと補償の対象にはなりません。

保険料

保険期間1年、団体割引20%

個人賠償責任保険金額 3 億円	
ご加入の型	YB
月払保険料	
160円	

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に保険金をお支払いします。職場復帰出来るよう収入の減少をカバーする保険です。



「所得補償保険」の特長

- POINT 1 病気やケガによる就業不能時の所得を補償（精神疾患・天災も補償）
- POINT 2 入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養中の所得を補償
- POINT 3 病気やケガで就業不能となり、その期間が支払対象外期間 30 日を超えた場合に保険金をお支払い
- POINT 4 医師の診査は不要、告知書による手続きのみで簡単

※告知内容によってはご加入をお断りする場合があります。



こんなにかかる生活費・住宅ローン

■二人以上の勤労者世帯の1ヶ月の生活費

平均 **305,811円**

■勤労者世帯(うち住宅ローン返済世帯)の1ヶ月の住宅ローン返済額

平均 **92,111円**



出典：2020年(令和2年)総務省統計局「家計調査年報」

1か月当たりの生活費の内訳

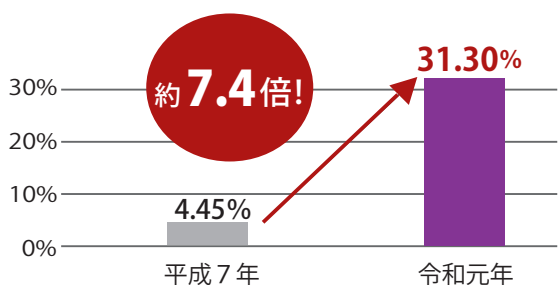
費目	月額費用
食料	79,496円
住居	18,824円
光熱・水道	21,696円
家具・家事用品	13,364円
被覆及び履物	10,654円
保健・医療	13,068円
交通・通信	49,469円
教育	16,548円
教養・娯楽	26,824円
その他の消費支出	55,868円
合計	305,811円



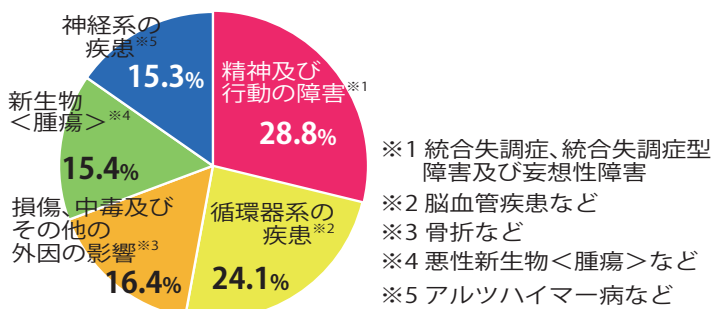
突然のケガや病気で働けなくなった場合「支出の増加」だけでなく、「収入の減少」への備えが必要です！

うつ病など精神障害または精神障害を原因とする身体障害で働けなくなる場合への備えが必要です

傷病別 件数の構成割合^(※1)



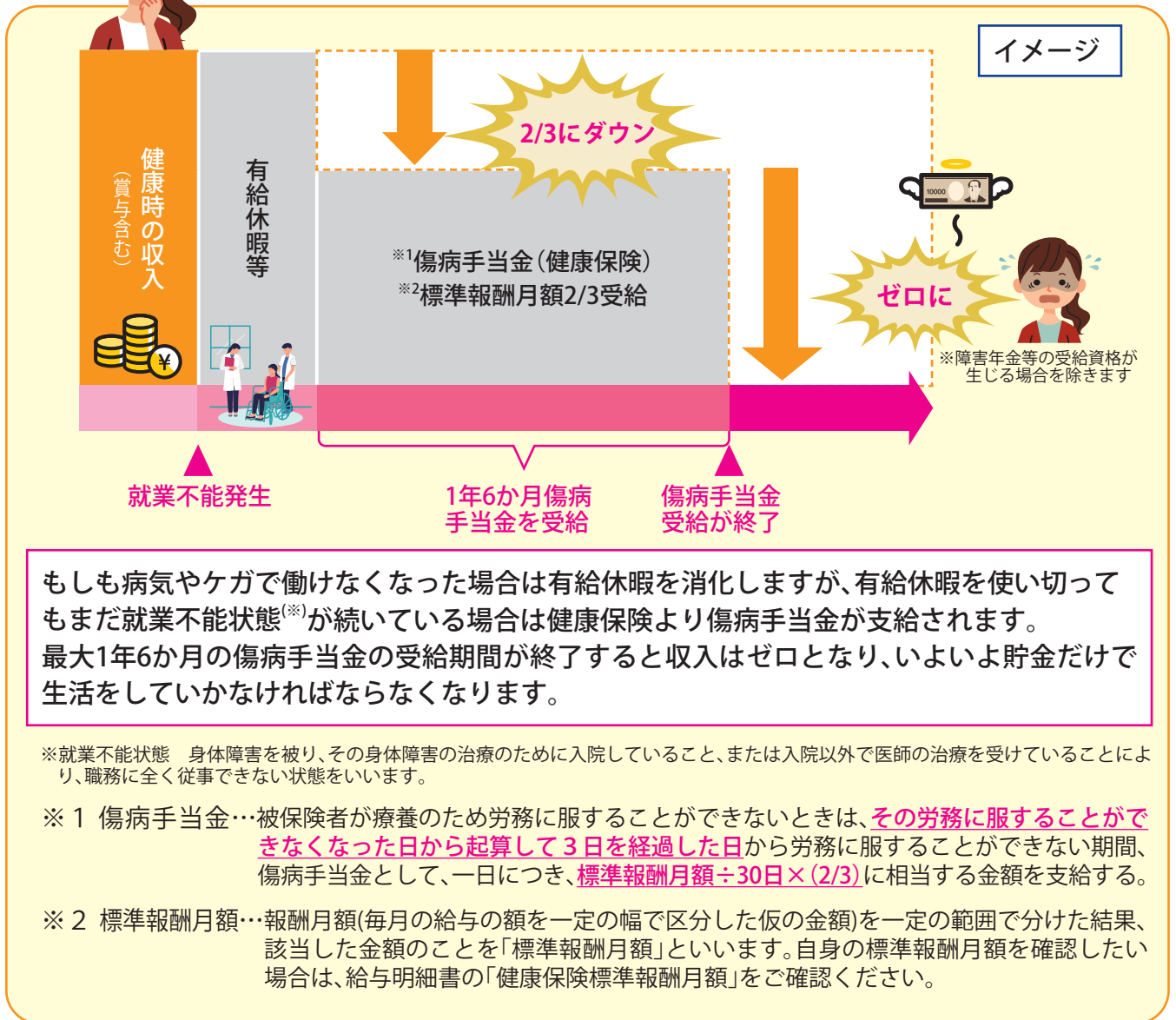
傷病分類別にみた施設の種別推計患者数^(※2)



※1 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 ※2 脳血管疾患など
 ※3 骨折など
 ※4 悪性新生物<腫瘍>など
 ※5 アルツハイマー病など

出典(※1)(※2)厚生労働省 令和2年(2020)『患者調査』

もしも働けなくなったらどうなるの？



働けなくなることは家計への影響が大きくなる可能性があります



	死亡保険	生活費	住宅ローン	収入
死亡	支払い対象	減少	返済不要となるケースがある	途切れる
働けなくなる	支払い対象とはならない	ほとんど変わらないが追加で治療費がかかる	支払いは続く	減少 体調が回復せず社会復帰できない場合は退職となり収入が途切れる

7

傷害総合保険



普通傷害型

日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に、保険金を支払います。

交通傷害型

日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金を支払います。

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



	階段から落ちてケガ	料理中にヤケド	スポーツによるケガ	熱中症	バスのステップを踏み外してケガ	自動車や自転車搭乗中のケガ	車にはねられてケガ	エスカレーターで転んでケガ
普通傷害型	○	○	○	○	○	○	○	○
交通傷害型	×	×	×	×	○	○	○	○

※地震、噴火またはこれらによる津波が原因によるケガも補償します。

普通傷害型

【個人型】保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引20%、熱中症危険補償特約、天災危険補償特約セット^(※1) 特定感染症危険補償特約セット^(※2))

職種級別 A 級	職種級別 B 級	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料 A 級	月払保険料 B 級	個人賠償責任
A1	B1	400万円	—	—	—	460円	660円	KB
A2	B2	250万円	3,000円	【入院中の手術】 入院保険金日額の10倍	2,000円	1,130円	1,630円	+ 3億円 160円
A3	B3	300万円	4,500円		3,000円	1,610円	2,310円	
A4	B4	550万円	7,500円	【外来の手術】 入院保険金日額の5倍	5,000円	2,740円	3,940円	
A5	B5	700万円	10,000円		6,000円	3,410円	4,910円	
A6	B6	1,000万円	15,000円	10,000円	5,350円	7,700円		

※1 天災危険の補償：地震、噴火またはこれらによる津波によるケガを補償します。

※2 特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)補償特約は上記の加入型のA1、B1型を除きすべてのプランにセットされています。

■職種級別表(主なもの)・傷害総合保険(普通傷害型)では被保険者の職種により保険料が異なります。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つるの製品製造業者。漁業作業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)採鉱・採石作業業者自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業業者

・オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボード競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

・プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

※上表に該当しない場合や判断にお困りになる場合は、雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部までお問い合わせください。

交通傷害型

【個人型】保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引20%、交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約セット^(※3))

	死亡・後遺傷害 保険金額	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料	個人賠償責任
K1	250万円	—	—	—	110円	KB
K2	350万円	3,000円	【入院中の手術】 入院保険金日額の10倍	2,000円	460円	+ 3億円 160円
K3	450万円	6,000円		4,000円	810円	
K4	650万円	7,500円	【外来の手術】 入院保険金日額の5倍	5,000円	1,060円	
K5	1,000万円	10,000円		6,000円	1,390円	
K6	1,250万円	15,000円	10,000円	2,090円		

※3 天災危険の補償：地震、噴火またはこれらによる津波が原因で傷害総合保険(交通傷害型)の支払対象となる事故^(注)によるケガを補償します。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、p21以降の「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

団体傷害総合保険(交通傷害型) — 自転車あんしんプラン —

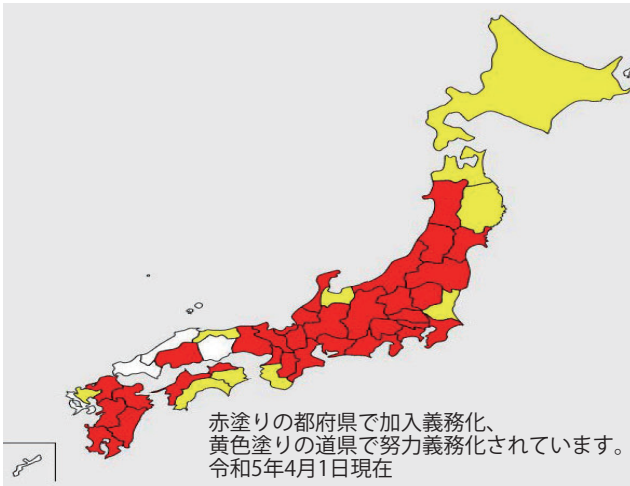


いつ起こるか分からない自転車の事故。自転車を取り巻くさまざまなリスクに備え「安全・安心」な自転車ライフをおくることができるよう、自転車事故などの交通事故によるケガや自転車事故を含む日常生活における損害賠償リスクに対する補償をご提供します。

「自転車事故への備えはできていますか？」



32の都道府県で自転車利用者等に自転車損害賠償責任保険への加入が義務付けられています。



高額な賠償義務を負担する
自転車事故の例も発生しています！

賠償金 **9,521万円**

男子小学生が自転車走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所2013年7月4日判決)



例えば、このような事故の場合に保険金をお支払いします。

賠償のリスク

国内外問わず補償!! 示談交渉サービス付
<国内で発生した事故のみ>

自転車事故による損害賠償責任

- ・自転車で通行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

自転車 対 歩行者
自転車 対 自動車
自転車 対 自転車



交通事故によるケガのリスク

国内外問わず補償!!

自転車事故によるケガ

- ・自転車で転倒して骨折。



以外転の車事故

自転車事故以外の日常生活による損害賠償責任

- ・買い物中に商品を壊してしまった。
- ・飼犬が他人にケガさせてしまった。



自転車事故以外の交通事故によるケガ

- ・車にはねられてケガをした。
- ・バスのステップを踏み外してケガをした。
- ・自動車搭乗中にケガをした。



(注1) 被保険者の範囲につきましては、個人賠償責任の「保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。
(注2) 職務遂行に直接起因する賠償事故や自動車を使用中に発生した賠償事故は、補償の対象外となります。
(※) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

おすすめプラン

		しっかり備えたい方へ	保険料を抑えて備えたい方	
加入プラン		交通傷害 K4 + 個人賠償 KB	交通傷害 K2 + 個人賠償 KB	
月払保険料		1,220 円	620 円	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	650 万円	350 万円
		入院保険金日額	7,500 円	3,000 円
		手術保険金	入院中 75,000 円・外来 37,500 円	入院中 30,000 円・外来 15,000 円
		通院保険金日額	5,000 円	2,000 円
個人賠償責任		3 億円	3 億円	

1. 新規加入にあたって

Q1 雪印メグミルク団体総合保険に加入できる人(被保険者)の範囲を教えてください。

A1 雪印メグミルクグループの役職員とその配偶者・子供・両親・兄弟姉妹、その他の同居の親族です。
(所得補償保険は役職員のみ加入できます。)詳細はパンフレットP1をご確認ください。

Q2 退職した場合は継続できますか？

A2 退職後もご継続いただけます。退職後の保険料支払方法は一括払いで、ご指定口座よりお振替となります。
なお加入対象者がお亡くなりになった場合は、ご家族は次年度ご継続することはできませんのでご了承ください。
※所得補償は退職後はご継続いただけませんのでご注意ください。

Q3 保険募集期間を過ぎてしまいました。途中から加入することはできますか？

A3 途中から加入することは可能です。補償開始時期に関しては個別でご案内するのでご相談ください。

Q4 契約期間の途中で補償内容の変更や解約はできますか？

A4 変更や解約は可能です。雪印メグミルクビジネスソリューション株式会社までご連絡ください。

Q5 解約返れい金はありますか？

A5 この保険は掛け捨て保険であり、解約返れい金はありません。

Q6 年末調整・確定申告時に保険料控除の対象になりますか？

A6 お支払いいただく保険料のうち医療補償・がん補償・介護補償・所得補償の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。上記以外の補償の保険料につきましては保険料控除の対象となりませんのでご了承ください。

Q7 保険料はいつから引き落とされますか？

A7 保険開始月の2か月後より毎月給与天引きにて保険料引き去りとなります。

Q8 保険料は新規加入時から変わりませんか？

A8 傷害総合保険を除き、毎年12月1日時点の満年齢により保険料が決定し、5歳刻みで保険料が変動する仕組みとなっています。
※今後の加入者数の増減、損害率の変動、補償内容の変更等の制度改定により、保険料が変更となる可能性があります。

Q9 保険金請求する際に診断書は必要ですか？

A9 損保ジャパンがお支払いする金額が30万円を超える場合は診断書が必要になります。(診断書発行料はご自身の負担になります。) 30万円以内の場合には診断書を省略することが可能です。
※事故の内容によって30万円以内の場合にも診断書のご提出をお願いする場合があります。
※所得補償保険の請求にあたっては支払い保険金額に関わらず、診断書の提出が必要になります。(診断書発行料はご自身の負担になります。)

2. ご継続について

Q1 加入内容に変更がない場合、継続手続きは必要ですか？

A1 不要です。前年度と同じ内容でご継続希望の場合は自動継続となります。

3. 各種補償に関する質問について

【基本補償】

Q1 基本補償のみで加入できますか？

A1 加入できます。がん・介護・死亡補償（疾病葬祭費用＋傷害死亡・後遺障害補償）・個人賠償は基本補償につく特約のため単体での加入はできません。

Q2 妊娠中でも加入できますか？

A2 妊娠中でもご加入いただけます。

Q3 途中で補償内容を変更したい場合、告知が必要ですか？

A3 補償内容を拡大したい場合は告知が必要です。縮小したい場合は告知は不要です。

【がん】

Q1 入院や治療をしなくても保険金は受け取れますか？

A1 初回の請求では入院、治療は要件ではないので保険金を受け取れます。

【介護一時金】

Q1 介護一時金を受け取った場合、そのあとの継続は可能ですか？

A1 保険金を受け取った段階で保険は終了となりますので、ご継続いただくことはできません

【所得補償】

Q1 所得補償のみで加入できますか？

A1 所得補償のみでもご加入いただけます。

Q2 持病があっても加入できますか？

A2 ご加入時にすでにケガや病気で医師の治療を受けたり医師の指示で薬を飲んだりしている場合は、そのケガや病気について告知事項に該当する場合はご加入いただけません。

Q3 傷病手当金や労災給付を受給していても所得補償は満額補償されますか？

A3 傷病手当金や労災給付の有無に関わらず補償されます。

Q4 一度社会復帰しましたが途中でまた働けなくなりました。その場合は所得補償の支払対象となりますか？

A4 復帰から就業不能となった期間により対応が異なります。就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と異なった就業不能とみなします。この場合、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに支払対象外期間(30日)および対象期間(1年間)の規定を適用します。

【傷害総合保険(共通)】

Q1 通勤中や工作中的のケガは補償されますか？

A1 補償されます。交通傷害型の場合は所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具搭乗中の事故によりケガをした場合に補償されます。

Q2 地震でケガをしたときは補償されますか？

A2 補償されます。交通傷害型の場合は交通乗用具搭乗中に地震に起因してケガをした場合に補償されます。

Q3 自転車同士でぶつかって転倒、自分も相手もケガをして、相手の自転車にも損害が発生しました。どこまで補償されますか？

A3 ご自身のケガは「傷害総合保険」で補償、相手のケガと相手の自転車の損傷は「個人賠償責任補償特約」で補償されます。

Q4 電動キックボードでのケガは補償されますか？

A4 電動キックボードは交通乗用具対象外のため、普通傷害型では補償されませんが、交通傷害型では補償されません。交通乗用具の詳細についてはp34「用語のご説明」でご確認ください。

医療費負担にそなえ、安心を提供します。

■疾病・傷害補償プランの4つの特長

1 団体契約専用プランで割安！(団体割引20%適用)



2 日本国内外でのケガ・病気による入院・手術を補償！

3 日帰り入院から補償！(※1)

4 ご加入いただくと、各種安心サービスがご利用可能！

(※1)日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
入院	病気・ケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い ○【病気】1回の入院で180日までお支払い(A10・A20・A11・A21) 1回の入院で365日までお支払い(A・B) ○【ケガ】1事故で180日までお支払い(A10・A20・A11・A21) 1事故で365日までお支払い(A・B) ○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償
手術	病気・ケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) ○【病気・ケガ】<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍

傷害死亡・後遺障害・先進医療等費用(*)・疾病葬祭費用・特定生活習慣病の補償内容については後記「この保険のあらまし」をご覧ください。

(*)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

<告知の大切さについてのご説明>

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

医療保険【継続用】

(保険期間1年、団体割引20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット)

補償内容と保険料

ご加入の型 補償内容	A10	A20	A11+X11*	A21+X21*	A+XA*	B+XB*	
ケガや病気で 入院された場合 (疾病・傷害入院保険金)	入院保険金 日額 5,000円	入院保険金 日額 10,000円	入院保険金日額 5,000円	入院保険金日額 10,000円	入院保険金日額 5,000円	入院保険金日額 10,000円	
			+特定生活習慣病で入院された場合				
			特定生活習慣病 入院保険金日額 5,000円	特定生活習慣病 入院保険金日額 10,000円	特定生活習慣病 入院保険金日額 5,000円	特定生活習慣病 入院保険金日額 10,000円	
ケガや病気の入院保険金の 支払限度日数	180日 (支払対象外日数0日)			365日 (支払対象外日数0日)			
入院して所定の 手術をされた場合 (疾病・傷害手術保険金)	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		+特定生活習慣病で手術された場合				
			<重大手術の場合> 特定生活習慣病入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：特定生活習慣病入院保険金日額の20倍 外来の手術：特定生活習慣病入院保険金日額の5倍				
先進医療を 受けられた場合 (先進医療等費用保険金)	—			200万円限度			
ケガで亡くなられた 場合または 後遺障害が生じた場合 (傷害死亡・後遺障害保険金)	—			100万円 ・死亡の場合は全額 ・後遺障害の場合は 程度により 4%~100%	200万円 ・死亡の場合は全額 ・後遺障害の場合は 程度により 4%~100%		
病気で亡くなられて ご遺族の方が 葬儀費用を 負担された場合 (疾病葬祭費用保険金)	—			100万円 実際にかかった 費用を、保険金額 を限度にお支払い します。	200万円 実際にかかった 費用を、保険金額 を限度にお支払い します。		
月払保険料 「保険期間の初日(2024年12月1日)での 被保険者ご本人の満年齢」が該当する年齢区分をご覧ください	0~24歳	720円	1,400円	760円	1,470円	920円	1,780円
	25~29歳	870円	1,710円	920円	1,800円	1,100円	2,150円
	30~34歳	1,010円	1,990円	1,080円	2,120円	1,290円	2,510円
	35~39歳	1,060円	2,090円	1,170円	2,290円	1,400円	2,750円
	40~44歳	1,120円	2,210円	1,290円	2,540円	1,600円	3,130円
	45~49歳	1,330円	2,620円	1,630円	3,200円	2,040円	4,020円
	50~54歳	1,640円	3,240円	2,120円	4,200円	2,700円	5,340円
	55~59歳	2,240円	4,460円	3,030円	6,030円	3,880円	7,700円
	60~64歳	2,960円	5,890円	4,120円	8,190円	5,350円	10,630円
	65~69歳	4,230円	8,420円	5,910円	11,760円	7,840円	15,610円
70~74歳	6,180円	12,330円	8,610円	17,180円	11,630円	23,200円	
75~79歳	8,190円	16,360円	11,540円	23,050円	16,430円	32,790円	

*特定生活習慣病のみ補償特約セット

- (※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※3) 新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- (※4) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、疾病葬祭費用補償特約保険料を除きます。(2024年6月現在)

ご加入手続きについて

●この保険は「自動継続方式」です。
前年度と同等のご加入の型で継続いただく場合はお手続きは不要です。

- ①新規加入いただく場合
- ②内容を変更される場合は、下記の★お手続き方法をご参照ください。
- ③脱退される場合は、加入依頼書(票)をご提出ください。

※新規加入の場合と疾病に関する補償内容の拡大をご希望の場合は、必ず「健康告知書」もご提出ください。

●保険料は、2025年2月から毎月の給与より控除されます。

●傷害総合保険(普通傷害型・交通傷害型)に、「個人賠償責任」のオプション補償がございます。条例により、自転車に賠償保険加入の義務化が施行される地方自治体が出てきましたので、この補償を是非ご検討ください。

■ご加入いただける方の範囲

加入対象者……雪印メグミルク株式会社グループの役員員にすぎません。(社員番号を付与されたパートタイマー、アルバイトの方も含まれます。)
被保険者……雪印メグミルク株式会社グループの役員員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【傷害総合保険(普通傷害型・交通傷害型)】雪印メグミルクグループの役員員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【新・団体医療保険】雪印メグミルクグループの役員員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。

【所得補償保険】雪印メグミルクグループの役員員の方を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合、満69歳までの方が対象となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

1 この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: この商品は「傷害総合保険(普通傷害型・交通傷害型)」傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセット、[新・団体医療保険] 団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。

■保険契約者: 雪印メグミルク株式会社

■保険期間: 2024年12月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日: 2024年11月20日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 雪印メグミルク株式会社グループの役員員(社員番号を付与されたパートタイマー、アルバイトの方も含まれます。)

●被保険者: 雪印メグミルク株式会社グループの役員員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【傷害総合保険(普通傷害型・交通傷害型)】雪印メグミルクグループの役員員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【新・団体医療保険】雪印メグミルクグループの役員員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。

【所得補償保険】雪印メグミルクグループの役員員の方を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合、満69歳までの方が対象となります。

●お支払方法: 2025年2月分給与から毎月控除します。(12回払)

★お手続き方法: 下表のとおり

雪印メグミルク株式会社、雪印ビーンスターク株式会社の皆さま

ご加入対象者		お手続き方法
		新・団体医療保険、所得補償保険、傷害総合保険(普通傷害型、交通傷害型)
新規加入者の皆さま		WEB画面上で新規加入手続きをしていただけます。
既加入の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	WEB画面上で変更後の内容を入力のうち、継続加入をしていただけます。
	継続加入を行わない場合	雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部までご連絡ください。

グループ会社の皆さま

ご加入対象者		お手続き方法
		新・団体医療保険、所得補償保険、傷害総合保険(普通傷害型、交通傷害型)
新規加入者の皆さま		GoogleForms で回答いただくか加入依頼書をお送りください。
既加入の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※2をご提出いただけます。※2 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部までご連絡ください。

※1 傷害総合保険(普通傷害型)の場合、「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書(票)の修正方法等は雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部までお問い合わせください。

(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入: 保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、書類を雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部にご提出いただいた日以降ご指定の日から2025年12月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部までご連絡ください。

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】新・団体医療保険

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 疾病入院 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日(A・B型は365日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 $\text{手術(重大手術}^{(※3)}\text{以外)}$ $\text{〈入院中に受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 20 \text{ (倍)}$ $\text{〈外来で受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ $\text{重大手術}^{(※3)}$ $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40 \text{ (倍)}$ (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ① 開頭手術(穿頭術を含みます。) ② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④ 四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤ 脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) (※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※3) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	① 故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥ 傷害 ⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	疾病手術 保険金	
疾病退院後 通院保険金 (Y5・Y10のみ)	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 $\text{疾病退院後通院保険金の額} = \text{疾病退院後通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害入院 保険金</p>	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日(A・B型は365日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ </div>	
<p>傷害手術 保険金</p>	<p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 20 (倍) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5 (倍)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>重大手術^(※3) 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 40 (倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p>
<p>傷害通院 保険金 (Y5・Y10のみ)</p>	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{傷害通院保険金の額} = \text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$ </div> <p>(注1) 通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>など</p>

【特定生活習慣病のみ補償特約】 X11型、X21型、XA型、XB型のみ】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>特定生活習慣病入院保険金</p>	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日(A型・B型は365日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>特定生活習慣病入院保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数</p> </div>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特定生活習慣病のみ補償特約</p> <p>特定生活習慣病手術保険金</p>	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×5(倍)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>重大手術^(※3) 特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象の手術・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象球手術(レーシック手術等) (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 新・団体医療保険(続き)

【がん診断保険金支払特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん がん 診断保険金	<p>保険期間中に初めてがんが診断確定された場合、またはがんが診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にごんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)</p> <p>③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者ががんが診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

【個人賠償責任補償特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 個人賠償責任 (国内外補償) (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人</p> <p>イ. 本人の配偶者</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など <p>(※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 新・団体医療保険(続き)

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>先進医療等費用保険金 (注)</p>	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>
<p>介護一時金</p>	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p> <p>(※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
<p>疾病葬祭費用保険金 (注)</p>	<p>保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭費用を負担された場合、疾病葬祭費用保険金額を限度として、その負担した費用をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{傷害死亡保険金の額} = \text{傷害死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
傷害後遺障害 保険金	保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{傷害後遺障害保険金の額} = \text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%～100\%)}$	

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病(注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がん診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがん診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 所得補償保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{※1} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{※2} \text{の月数}^{※3}$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{※2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払われた場合、満期時に継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。</p> <p>なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの <p>など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 <p>など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧ 精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨ 妊娠または出産を原因とした就業不能 <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●基本補償の保険金額の設定について

- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- 他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	急対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 傷害総合保険(普通傷害型)

【普通傷害型】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (1,000日限度)}$	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$	
	(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

傷害(国内外補償)

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】

特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

2024年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 傷害総合保険(交通傷害型)

【交通傷害型】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故
- ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>死亡 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑩船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑪航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑫グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑬被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その業に直接起因する事故 など</p>
	<p>後遺障害 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	
	<p>入院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
	<p>手術 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中<手術を受けた場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。</p>	
	<p>通院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(二輪、スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等はのぞきます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)新・団体医療保険

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※) 保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約・傷害保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- (注1) 特別な条件付き(特定疾病等対象外特約セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (注2) がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- (注3) 傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後も保険金をお支払いできません。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん診断保険金支払特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- がん診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 - * 中途加入の場合は、書類を雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部にご提出いただいた日以降のご指定の日から保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)新・団体医療保険(続き)

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がん診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の金額の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からの日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち、傷害による死亡保険金をお支払いする特約に対応する保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。どうか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合 など
④ 他の保険契約等がある場合
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

* 中途加入の場合は、書類を雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部にご提出いただいた日以降のご指定の日から保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)所得補償保険(続き)

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

傷害総合保険(普通傷害型・交通傷害型)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務(普通傷害型の場合)
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【普通傷害の場合】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 普通傷害プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、書類を雪印メグミルクビジネスソリューション保険事業部にご提出いただいた日以降のご指定日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

傷害総合保険(普通傷害型・交通傷害型)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

雪印メグミルク株式会社、イーエヌ大塚製薬役職員の方がご加入いただく傷害総合保険の保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	65%
共栄火災海上保険株式会社	35%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、「雪印メグミルクグループ保険」にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料相談サービスです。



1. 健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。



2. 医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。



3. 専門医相談サービス

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。



4. 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からお希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET 検診紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されている PET 検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。



5. 介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。



6. 法律・税務・年金相談サービス

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。



8. メンタルITサポートサービス (WEB ストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



7. メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別にメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

利用時間

平日：9:00～22:00

土曜：10:00～20:00

※日・祝日・年末年始(12/29 1/4)はお休みとさせていただきます。

お電話による
ご相談を承ります。
(最長30分)



- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
 (注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
 (注7)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限及び利用停止をさせていただきます。また、利用制限及び利用停止をさせていただきます。また、利用制限及び利用停止をさせていただきます。
 (注8)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

SOMPO 笑顔倶楽部のご案内 <介護一時金支払特約にご加入の方>



「SOMPO 笑顔倶楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援する WEB サービスです。

■主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症や MCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCI の予兆をチェックするサービスをご提供します。
認知機能低下の予防サービス	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知能力低下の予防につながるサービスをご紹介します。*
介護に関するサービス紹介	SOMPO グループの介護会社「SOMPO ケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。*
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けてオススメのサービスをご提示します。

*パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

- ・MCI (軽度認知障害) の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報を WEB 上で加入者の皆さまにご提供します。
- ・保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。

※本サービスは SOMPO 笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
 ※お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
 ※本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
 ※本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO 笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing, arranged in a central column.

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【普通傷害型にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 雪印メグミルクビジネスソリューション株式会社 保険事業部

〒102-0082 東京都千代田区一番町16-1 共同ビル一番町5階 TEL 03-6371-1331 : FAX 03-6371-1333
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社（幹事） 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第七部第二課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 050-3808-4600 : FAX 03-3231-7914
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【損保ジャパン事故サポートセンター】

0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）で参照ください。（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ24-05881 2024/9/12 作成